（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

**第二条**　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項第二号の二中「次項第一号の二」の下に「並びに附則第二十六条第一項及び第三項」を加える。

附則第二十六条第一項中「退職共済年金の受給権者」を「退職共済年金の受給権者（附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）」に、「厚生年金保険法附則第十一条の五において準用する同法附則第七条の四第一項又は第四項」を「平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項又は第四項」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第三号中「退職共済年金の受給権者」を「退職共済年金の受給権者（附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）」に、「厚生年金保険法附則第十一条の六第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。附則第二十八条において「平成六年改正法」という。）附則第二十六条第一項」を「平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、「されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削る。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第三条**　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第二号中「以下」を「次項第二号並びに附則第二十二条第一項及び第三項において」に改める。

附則第二十二条第一項中「退職共済年金の受給権者は」を「退職共済年金の受給権者（附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第四号を削り、同条第三項中「退職共済年金の受給権者は」を「退職共済年金の受給権者（附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を「退職共済年金の受給権者（附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に生じた事由に係る第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則第三十三条第一項及び第三項、第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十六条第一項及び第三項並びに第三条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十二条第一項及び第三項の規定による届出については、なお従前の例による。

## ○農林水産省令第五十二号

福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百二号）の施行に伴い、農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第二条中「第六条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第三条中「第五条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第六条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第五条第二項各号」を「第二十二条第二項各号」に改める。

**附　則**

この省令は、福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年六月三十日）から施行する。

## ○農林水産省令第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項の規定を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6　第七十八条第一項の規定によるほか、法第四十一条第一項に規定する国が保安施設事業を行う必要があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害を受けた県の知事から要請があり、かつ、国が、当該県における同条第三項に規定する保安施設事業（当該地震による被害を受けた施設の災害復旧事業、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急に実施されるものに限る。）の実施体制その他の地域の実情及び国の事務の遂行への支障の有無を勘案して、当該保安施設事業を行う必要があると判断したとき。

二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七条第一項に規定する避難解除等区域復興再生計画（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づいて行う事業（前号に該当するものを除き、法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するために行うものに限る。以下この号において「復興事業」という。）であつて、福島県知事から要請があり、かつ、国が、当該県における法第四十一条第三項に規定する保安施設事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して、同法第四条第五号に定める避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要であると認めて当該復興事業を法第四十一条第三項に規定する保安施設事業として行う必要があると判断したとき。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十五年六月三十日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行前にこの省令による改正前の森林法施行規則附則第六項の規定に基づき行う必要があると認められた保安施設事業は、この省令による改正後の森林法施行規則附則第六項第一号の規定に基づき行う必要があると認められた保安施設事業とみなす。